

政策会議付議事案書 (平成30年4月24日)

提案課名 産業政策課、市民税課、資産税課

報告者名 佐藤 伸一、加藤 正芳、大津 真知子

事案名	生産性向上特別措置法案に基づく、中小企業の設備投資に係る固定資産税（償却資産）の特例措置の実施等について	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">有</div> 資料 無
目的・必要性	<p>国では、中小企業の老朽化した設備を生産性の高い設備へと一新させ、労働生産性を向上させるため、今国会で生産性向上特別措置法案について審議しています。この法案が成立すると、市町村の判断により中小企業の設備投資を促進する固定資産税（償却資産）の特例措置（特例率：ゼロ以上1/2以下、計画期間：3年間）を設けることができるようになります。</p> <p>また、特例率をゼロにした市町村における事業者が、市町村が策定する導入促進基本計画に基づき、先端設備等導入計画を作成し、市町村が認定した場合、国のものづくり補助金等の申請について、優先採択の対象となります。</p> <p>本市においても、中小企業の設備投資に係る固定資産税（償却資産）を減免することにより、設備投資意欲の促進、市内経済の活性化を図ることを目的に、この法案に基づく特例率をゼロにするため、市税条例の一部を改正するものです。</p>	
経過・検討結果	<p>1月22日 安倍内閣総理大臣が施政方針演説において、中小企業者の生産性向上を推進するため、固定資産税（償却資産）の特例措置を設ける方針を表明</p> <p>2月 9日 生産性向上特別措置法案が閣議決定</p> <p>2月14日 県の「固定資産税の特例措置創設に係る説明会」に出席（産業政策課・資産税課）</p> <p>2月21日 庁内関係課による打合せ会を開催（企画課、財政課、資産税課、産業政策課）</p> <p>3月 7日 計画の策定・税率を確認する国のアンケート調査</p>	
決定等を要する事項	<p>1 固定資産税（償却資産）の特例率等について 市内の中小企業が生産性の向上を目的に取得した設備に係る固定資産税（償却資産）の特例率をゼロとするとともに、対象者及び対象設備については国の導入促進指針に準じて本市導入促進基本計画を定めるもの。</p> <p>2 改正条例の施行日（予定） 生産性向上特別措置法の施行日に合わせるもの（平成30年6月中を予定）</p>	
今後の予定	<p>2～5月 ものづくり補助金等の公募（国）</p> <p>4～5月 法の成立・公布（5月）、本市導入促進基本計画（以下、本市計画）の策定法については、現在、参議院で審議中</p> <p>5月中旬 法に関する進捗状況、運用等に関する説明会の開催</p> <p>6月 法施行、本市計画を国へ協議、市議会第2回定例会に市税条例の一部改正を上程</p> <p>7月～ 本市計画に対する国の同意、事業者の先端設備等導入計画を認定（市） 事業者に対するものづくり補助金等の交付決定（国）</p>	

中小企業の投資を後押しする大胆な固定資産税の特例の創設（詳細）

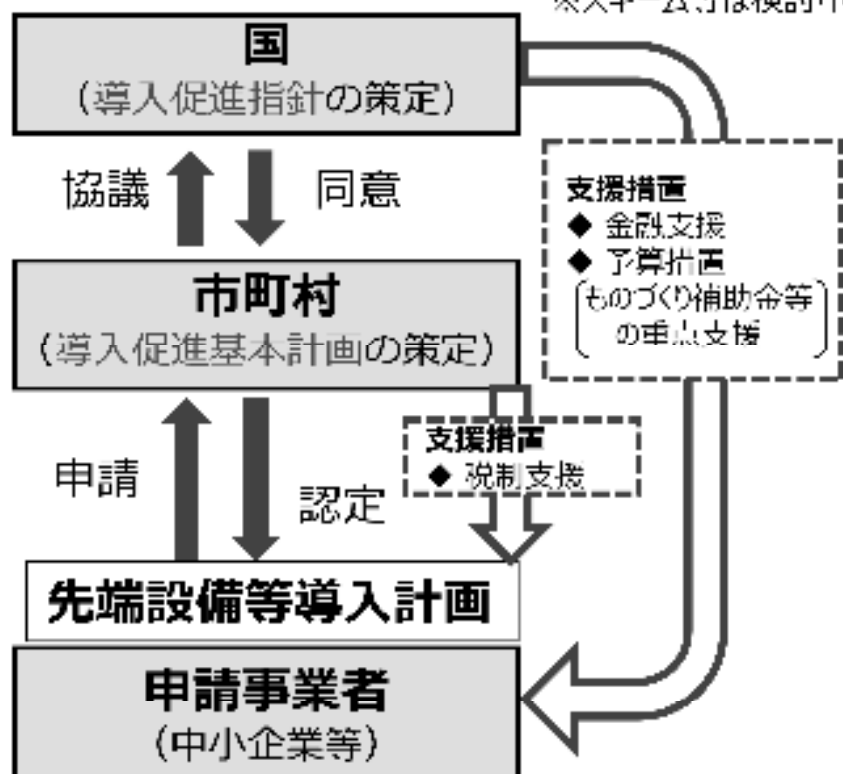
資料 1

出典：経済産業省、中小企業庁資料抜粋

改正概要 【適用期限：平成32年度末まで】

革新的事業活動による生産性の向上のための臨時措置法（仮称）

※スキーム等は検討中



対象者 ※1	中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等）のうち、先端設備等導入計画の認定（労働生産性年平均3%以上向上、市町村計画に合致）を受けた者（人企業の子会社を除く）
対象地域	導入促進基本計画の同意を受けた市町村※2
対象設備 ※1	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備 【減価償却資産の種類（最低取得価格/販売開始時期）】 ◆機械装置（160万円以上/10年以内） ◆測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内） ◆器具備品（30万円以上/6年以内） ◆建物附属設備（※3）（60万円以上/14年以内）
その他要件	生産、販売活動等の用に直接供されるものであること/ 中古資産でないこと
特例措置	固定資産税の課税標準を、3年間 ゼロ～1/2（※4）に軽減

※1 市町村によって異なる場合あり ※2 市町村内で地域指定がある場合あり
 ※3 家屋と 休となって効用を果たすものを除く ※4 市町村の条例で定める割合

➤ 本特例に合わせ、「ものづくり・商業・サービス補助金」等の予算措置を拡充・重点支援することで、国・市町村が一体となって、中小企業の生産性の向上を強力に後押し。

(参考)国、市町村及び中小企業者等が策定する法定計画等のイメージ

①導入促進指針

主体：国

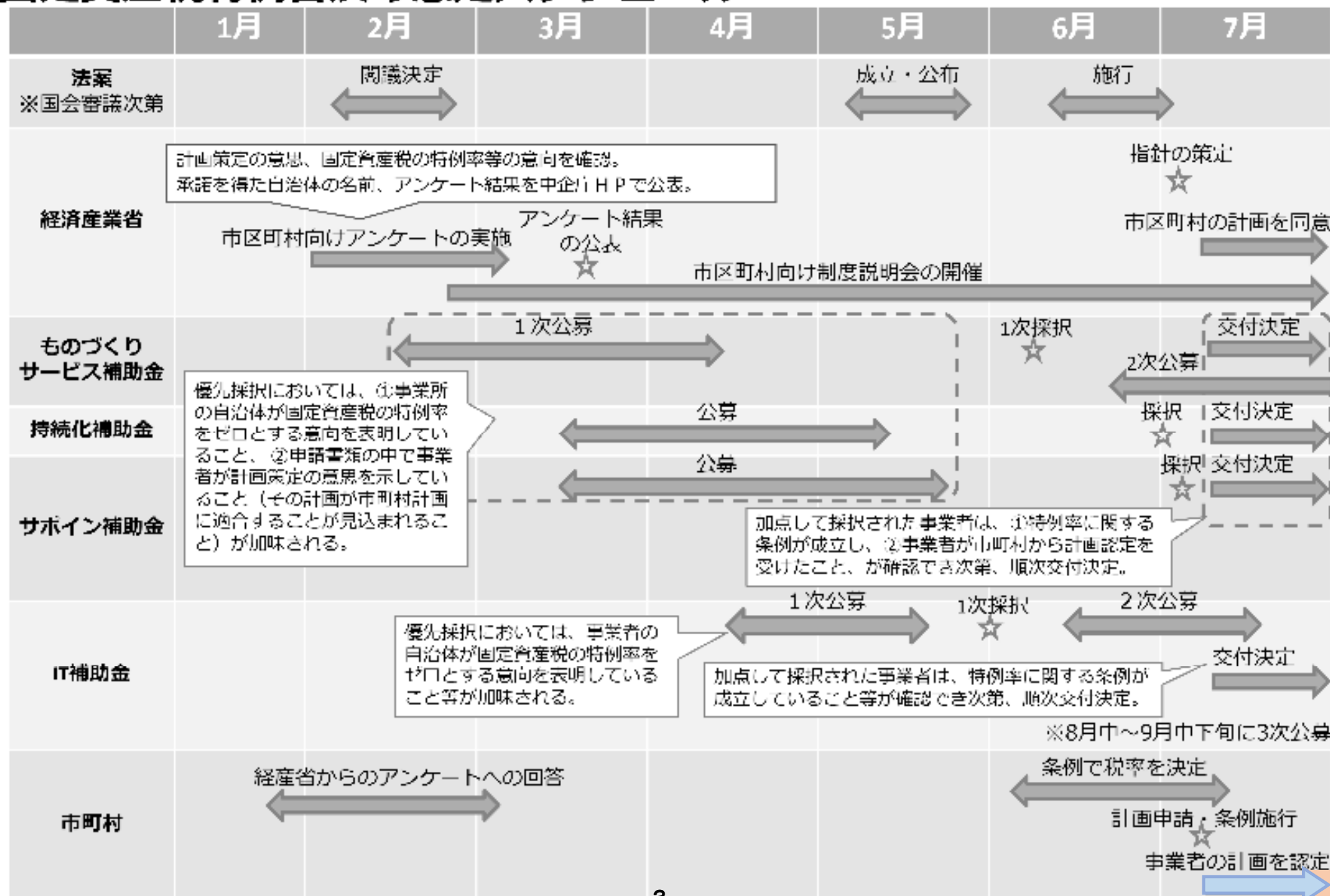
- 項目：①先端設備等の導入の促進の目標の設定に関する事項
- ・計画期間（3年間）
 - ・事業の生産性向上に係る目標（労働生産性年平均3%以上向上）
- ②先端設備等の導入の促進に関する基本的な事項
- ③その他先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

②導入促進基本計画

主体：市町村 ※特別区を含む

- 項目：①先端設備等の導入の促進の目標
- ②先端設備等の種類
- ③先端設備等の導入の促進の内容に関する事項
- ④計画期間（原則3年間）
- ⑤その他先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項
- ※導入促進基本計画が次のいずれにも該当するものであるときは、国は同意するものとする。
- 国の導入促進指針に適合するものであること。
 - 先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 導入促進基本計画の実施が当該市町村の企業の生産性の向上に資するものであること。

固定資産税特例普及の想定スケジュール



特例率をゼロにすることにより想定される影響額等について

資料 2

1 影響額

(単位:千円)

課税年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	合計額
年税額(A)	2,237	6,174	9,166	11,441	13,169	14,483	16,556	73,226
減免額(B)	2,237	6,174	9,166	7,103	3,434	646	0	28,760
差引税額(A-B)	0	0	0	4,338	9,735	13,837	16,556	44,466

※現在、中小企業の生産性向上のため、中小企業等経営強化法(平成28年7月施行)に基づき固定資産税を3年間、2分の1に軽減する特例措置が設けられている。平成28年実績:5件、平成29年実績:25件

※現行の2分の1特例の実績から、年間の税額は4,474千円とする。

1件当たりの平均課税額:178,971円、計画期間中の年間特例適用件数(最低件数):25件

※法律の施行期間である平成30年6月から平成33年3月末までの影響額を算出したものであり、前年中に取得した資産を翌年1月1日時点で申告するため、平成31年度の減免額は6か月分の2,237千円とし、平成34年度の減免額のうち、新規適用分は3か月分の1,119千円とする。

※特例を適用し、税額が減免される期間は平成31年度から36年度までとなる(点線内)。

※年間の平均償却率は24%とし、償却の限度額は考慮しないものとする。

2 普通交付税の補てんによる実質的な負担額

(単位:千円)

特例率ゼロの合計額(C)	普通交付税としての措置予定割合	普通交付税として措置される予定額(D)	市の実質的な負担額(C-D)
28,760	75%	21,570	7,190

3 期待される効果

- (1) 新たな設備導入より、労働生産性の向上が図られる。
- (2) 国のものづくり補助金(上限1,000万円)等の採択に当たり、優先採択の対象となる。